

岬町 住宅耐震化緊急促進アクションプログラム2025

1・目的

岬町耐震改修促進計画に定めた目標の達成に向け、住宅所有者の経済的負担の軽減を図るとともに、住宅所有者に対する直接的な耐震化促進、改修事業者の技術向上、一般市民への周知・普及啓発等の充実を図ることが重要である。

このため、岬町住宅耐震化緊急促進アクションプログラム（以下「アクションプログラム」という。）では、毎年度、住宅耐震化に係る取組を位置付け、その進捗状況を把握・評価するとともに、プログラムの充実・改善を図り、住宅の耐震化を強力に推進することを目的とする。

2・位置付け

アクションプログラムは、岬町耐震改修促進計画に基づき策定。

[岬町耐震改修促進計画(令和2年3月改定)に位置づけ済。]

3・取組内容・目標・実績

計画	令和7年度取組内容	令和7年度目標																	
	【財政的支援】 i)住宅の耐震診断費に対する一部補助を実施 ii)住宅の耐震改修設計費・耐震改修工事費に対する一部補助を実施。 【普及啓発等】 i)住宅所有者に対する直接的な耐震化促進 ・令和6年度に引き続き、令和7年度も全戸にダイレクトメールを送付 ii)耐震診断実施者に対する耐震化促進 ・耐震診断結果報告時にチラシ等の配布・説明により耐震改修を促進 ・耐震診断後一定期間経過しても耐震改修を行っていない者に対して電話等による耐震改修促進を実施 iii)改修事業者の技術力向上等※府内全域で実施 ・改修事業者に対する耐震改修工法等に係る説明会を年1回以上実施 ・耐震改修事業者リストを作成し公表等を実施 IV)一般への周知普及 ・耐震改修の必要性の周知を実施 ・町民を対象にイベントや庁舎におけるブースの展示等を年に1回以上実施 ・チラシ等により制度概要等の周知を実施	・住宅に対する耐震診断費 補助戸数：4戸 ・住宅に対する耐震改修工事費 （耐震改修設計費を含む） 補助戸数：1戸																	
	前年度までの実績																		
	住宅に対する補助戸数実績 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>耐震診断費 (戸)</th><th>改修工事費 (戸)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R2</td><td>0</td><td>0</td></tr> <tr> <td>R3</td><td>1</td><td>0</td></tr> <tr> <td>R4</td><td>2</td><td>0</td></tr> <tr> <td>R5</td><td>0</td><td>0</td></tr> <tr> <td>R6</td><td>2</td><td>0</td></tr> </tbody> </table>			耐震診断費 (戸)	改修工事費 (戸)	R2	0	0	R3	1	0	R4	2	0	R5	0	0	R6	2
	耐震診断費 (戸)	改修工事費 (戸)																	
R2	0	0																	
R3	1	0																	
R4	2	0																	
R5	0	0																	
R6	2	0																	
自己評価	前年度(令和6年度)の取組実績	前年度(令和6年度)の課題																	
	・固定資産税納税通知書と一緒にダイレクトメールを送付（全戸） ・耐震診断後一定期間経過しても耐震改修を行っていない者に対してDM等による耐震改修促進を実施（6件） ・深日港フェスティバルにて耐震PR用の展示ブースを設置し、耐震化の必要性や補助制度の周知・啓発を実施（7月） ・道の駅等の公共施設にチラシ配架（通年）、町のホームページ（通年）、町広報誌（5月）により、耐震補助制度概要等の周知を実施	今後も事業の推進に向け、引き続き補助制度の利用促進を図る必要がある。																	
	改善策	防災イベント等における自治会と連携した普及啓発や、補助制度周知ポスターの現地掲出など、引き続き各種補助制度を積極的にPRする。																	

岬町 住宅耐震化緊急促進アクションプログラム

1・取組目的

- 住宅の耐震化を推進するために、住宅所有者の方に耐震化に対する理解を更に深めてもらう。
- 重点的に耐震化を推進する区域を緊急耐震重点区域と定め、戸別訪問等を含む、住宅所有者への積極的な普及啓発を行う。

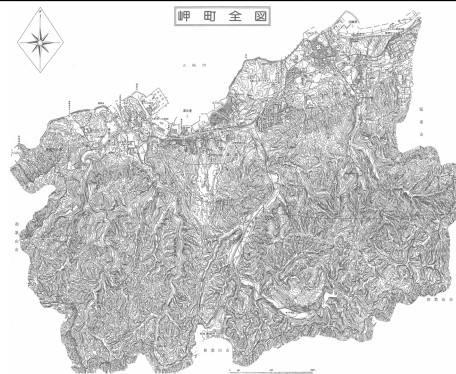
2・緊急耐震重点区域の設定

- 緊急耐震重点区域は、本町の住宅耐震化の状況から下記の区域とする。

緊急耐震重点区域：岬町全域

○対象住宅

- 昭和56年5月以前に建築された全ての住宅



(DM等実施地区) 令和7年度 岬町全域

3・取組期間

- 本プログラムの取組期間は下記の通りとする。
なお、関連計画の改定、アクションプログラムの進捗状況等に適切に対応するため、必要に応じて検証し、必要な見直しなどを行う。

取組期間：平成31年度(令和元年度)から令和7年度（7年間）

	H30	H31(R1)	R2	R3	R4	R5	R6	R7
AP作成								
戸別訪問等								

4・戸別訪問等の実施

戸別訪問等は下記の通り行う

- DM等を活用し、取組期間で戸別訪問等を行う。
- パンフレット・チラシ等を用いて耐震化の必要性・補助制度を説明する。

5・その他の普及啓発活動

戸別訪問等と併せて、下記の啓発活動も引き続き実施していく。

- 住宅耐震啓発戸別訪問等及びのパンフレット・チラシ等の配布
- 広報紙・ホームページによる周知

6・関係団体との連携

- 戸別訪問等及びその他啓発活動において、府及び民間事業者と連携して活動に取り組む。

7・実績の公表

- 当該年度毎に診断実績・改修実績の件数を取りまとめ、当該年度末までに町のホームページにて公表する。